

PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年2月号 | No. 02/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトのお知らせ

PCT Newsletter 2018年7-8月号で協働調査および審査 (CS&E) 試行プロジェクトの詳細をお知らせした通り、本試行プロジェクトでは、五大特許庁¹ (IP5 Offices) は出願人による特定の参加申請に基づいて、全ての IP5 の官庁がその国際出願に関して国際調査機関 (ISA) の国際調査報告書と見解書に貢献します。各五大特許庁は主 ISA として初年 (2018年7月から2019年6月まで) はおよそ50件の国際出願を処理し、2年目 (2019年7月から2020年6月まで) にも同様の件数を処理します。

参加庁に関するお知らせ

中華人民共和国国家知識産権局 (CNIPA)

CNIPA がすでに40件の英語の出願の制限件数に達したことについては PCT Newsletter 2018年12月号でお知らせしましたが、さらに CNIPA は中国語で提出される国際出願の CS&E プロジェクトへの参加申請の2019年3月1日から6月30日までの受入れを開始することを公表しました。この期間中は、中国語で提出された出願のみが受理され、合計で10件の出願を上限とし、各出願人につき2件の出願が認められます。2019年7月1日から2020年6月30日までは、CNIPA は中国語または英語のいずれかで提出された出願の申請を受け入れます。

詳細は以下のリンクをご覧ください。

www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1135630.htm

米国特許商標庁 (USPTO)

主 ISA として USPTO が本試行プロジェクト初年度に受け入れる50件の国際出願の制限件数にまもなく達するというお知らせは PCT Newsletter 2018年12月号に掲載されましたが、USPTO は現在すでに出願受け入れの制限件数に達しました。当該官庁は、本試行プロジェクト運用2年目の開始時の2019年7月1日から新たな国際出願を受理する予定です。

¹ 中華人民共和国国家知識産権局、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁および米国特許商標庁。

当該情報は USPTO の下記ウェブサイトに掲載されています。

<https://content.govdelivery.com/accounts/USPTO/bulletins/22b9810>

CS&E 試行プロジェクトに関する一般的な情報は、次のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/filing/cse.html

ePCT 最新情報

変更された PCT 実施細則が 2019 年 1 月 1 日付で発効したことはお知らせしました (PCT Newsletter 2019 年 1 月号参照)。第 109 号 (“書類記号” (“File Reference”)) に関連した変更点の 1 つとして、書類記号に含めることができる最大文字数が 12 文字から 25 文字に拡張されました²。1 月末に ePCT にパッチが適用され、書類記号の範囲が 25 文字に拡張されました。

ePCT 出願を利用して提出される国際出願における書類記号の詳細は、以下のリンクをご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=571

PCT 最新情報

AT: オーストリア (手数料)

EP: 欧州特許庁 (要求される翻訳文の内容、手数料、広域段階移行の特別な要件)

RO: ルーマニア (手数料)

SE: スウェーデン (電話番号)

ZA: 南アフリカ (電話番号)

調査手数料および国際調査に関する他の手数料 (欧州特許庁、日本国特許庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引 (英語および仏語版)

PCT 国際段階の詳細を含む PCT 出願人の手引 “国際段階の概要” の英語版および仏語版が 2019 年 1 月 31 日付で更新され、以下のリンクに掲載されました。

www.wipo.int/pct/en/appguide/

スペイン語およびロシア語の更新版は準備中です。

² 訳注 受理官庁としての日本国特許庁 (RO/JP) は、12 文字を超える書類記号に対応していません。このため、12 文字を超える書類記号を記載しても、日本国特許庁から出願人に対して送付される通知書等に記載される書類記号には、先頭から 12 文字のみしか表示されません。なお、日本国特許庁のインターネット出願ソフト (JPO-PAS) を用いて願書を提出する場合、書類記号は 12 文字までしか入力できません。

PCT 出願人の手引（日本語版）

PCT 出願人の手引“国際段階の概要”の日本語版が、2018年7月1日付のPCT規則改正、ならびに他の更新情報を反映し更新されました。また、附属書AからLおよび国内段階国内編は、中国、欧州特許庁、日本、大韓民国、アメリカ合衆国については2018年8月までの英語版の更新、他の国および官庁については2018年4月までの英語版の更新が翻訳されています。PCT出願人の手引の日本語版は、下のリンクからご覧ください。

www.wipo.int/pct/ja/appguide/

PCT ハイライト（中国語および日本語版）

PCT制度の最近及び今後の動向の概要を紹介するPCTハイライトが、中国語および日本語でそれぞれ以下のリンクに掲載されました。

www.wipo.int/pct/zh/highlights

www.wipo.int/pct/ja/highlights

国際調査および予備審査ガイドライン（日本語版）

国際調査および予備審査ガイドラインの日本語版が、以下のリンクに掲載されました。

www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/ispe.pdf

PATENTSCOPE 検索システム

化学部分構造検索（Chemical Substructure Search）が利用可能になりました

PATENTSCOPEでは完全一致化学構造検索（Exact Structure Search）に加えて、部分構造検索（Substructure Search）も可能になりました。部分構造検索では、より大きな構造の化合物に含まれる部分構造を特定することで、その原子価からみて置換可能な位置に置換基を有する化合物と一致する物質を検索できるようになります。この部分構造検索により、化学構造検索を行う場合に最初に試みる化合物構造検索環境として使用できるようになるでしょう。

PATENTSCOPEにおける化学構造検索に関するウェビナーが2019年2月19日に開催され、2019年2月21日にも再度開催されます。登録の詳細は、以下のリンクのPCTウェビナーカレンダーをご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf

特許登録ポータル（Patent Register Portal）

特許出願の一連のサイクルの間には、“審査係属中”、“取下げ”、“特許付与”、“異議申立”、“権利譲渡”など、出願状況を決定する多くのイベントまたはアクションが発生します。これらのイベント/アクションおよびその結果生じる出願状況は各々の特許登録簿に記載され、特許権の最新の出願状況および権利者に関する情報を公衆に提供します。特許登録簿は特に、例えば訴訟目的のために必要な現時点でのリーガルステータスの証明書を入手するために使用することもできるでしょう。

WIPO は、WIPO 加盟国のオンライン特許登録簿に関する情報とそれらへのリンクを提供するグローバルポータルを導入を推奨した WIPO の調査を受けて、2013 年に特許登録ポータルを開発しました。このポータルでは、世界中の法域に属する特許権の法的状況（リーガルステータス）を調査するユーザを支援するために、各国官庁および広域機関が提供する特許登録簿および公報（ガゼット）によってオンラインでどのような種類のリーガルステータスが収集・検索できるかという情報をまとめています。また、リーガルステータス関連情報を見つけるために、これらの官庁・機関もしくは代替手段へのリンクを提供しています。

2016 年から 2018 年の期間に、当ポータルは新しいユーザーインターフェースと詳細な検索機能を提供するために再設計されました。この新しいバージョンでは、200 を超える法域と特許情報データベースに関する情報が、検索可能な地図と表によって提供されています。また、リーガルステータス詳細情報に関する新しいヘルプファイル、検索のヒント、特許保護の特殊な事項に関する情報が含まれています。

特許登録ポータルの検索機能は以下のとおりです。

- 各オンライン登録簿は以下の情報で検索できます
 - PCT 出願番号または公開番号
 - 出願人または発明者の氏名、または
 - 優先権に関するデータ

- 各オンライン登録簿は以下に関する情報を提供しています
 - 特許のライフサイクルに関連する手数料の支払状況
 - PCT 出願の国内段階移行日
 - 特許出願または特許権のリーガルステータス
 - 特許当局と出願人または特許権者の間の通信
 - 特許権の期間延長に関する文書、または
 - オンライン登録簿の法域に効力を有する広域特許、ならびに特許権を付与する広域機関または広域特許情報コレクションを提供する広域機関の加盟国としてその法域が含まれる場合の広域特許に関する情報

さらに、異なる検索手段（例えば、英語のインターフェースを有し、発明者および/または出願人の氏名で検索可能なオンライン登録簿）を組み合わせることにより、フィルタリングオプションを利用して検索を実行することができます。

当ポータルは、以下の WIPO ウェブサイトからご利用できます。当ウェブサイトではポータルの利用方法に関するショートビデオや、詳細情報および資料へのリンクも提供しています。

www.wipo.int/patent_register_portal

実務アドバイス

欠落している優先権主張の追加を請求する

Q: 先の2つの出願（出願日はそれぞれ2018年2月5日、2018年2月19日）の優先権を主張する予定をしていた国際出願を2019年1月15日に提出しました。しかし残念ながら、2つのうちの早い方の出願に関する詳細が願書から省略されていました。欠落している優先権主張を願書へ追加することはできますか？もしできるのであれば、追加するのに適用される期間はどのようになりますか？またそのような請求はどのようにするのでしょうか？

A: 優先権主張を追加する旨の請求がPCT規則26の2.1(a)に定める期間内に行われる場合には、出願後にその請求を行うことができます。PCT規則26の2.1(a)は以下を規定しています。

“出願人は、優先日から16カ月の期間又は、優先権の主張の補充若しくは優先権の主張の願書への追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から16カ月の期間のうちいずれか早く満了する期間内に ... 優先権の主張の補充又は追加をすることができる。ただし、当該書面が国際出願日から4カ月を経過する時まで提出することができる場合に限る”

あなたのケースでは、願書に追加されるべき優先権主張（2018年2月5日）はすでに願書に含まれていた優先権主張（2018年2月19日）より早いので、欠落している主張を追加するための請求は、2つの主張の早い方の日付である2018年2月5日から16カ月が経過する前に（すなわち2019年6月5日までに）受理官庁または国際事務局（IB）に到達しなければなりません。（PCT規則26の2.1(a)に基づく代替の期間は国際出願日から4カ月で2019年5月15日あたり、より早く満了するためこの特定の事例では考慮する必要はありません。）

欠落している優先権主張を追加する旨の請求は、受理官庁（特に、先の出願が当該受理官庁に提出され、かつ当該官庁に関連する優先権書類の写しをIBに対し提出するよう請求する予定がある場合）またはIBのいずれかに提出することが選択できます。ただし、国際出願がまもなく公開される予定の場合には、直接IBに送付するほうがより望ましい点にご留意ください。欠落している優先権主張を追加する請求は、権限を有する人、すなわち代理人または共通の代表者によって署名される必要があります。この請求を行うために支払うべき手数料はありません。

ePCTからの国際出願へのアクセスをすでにお持ちの場合には、IB（またはePCTを介して書類を受領可能な受理官庁）による迅速な受領を確実にするため、“ドキュメントアップロード”（“Upload document”）機能を活用し請求をアップロードするようお勧めします。ePCTからの出願へのアクセスはまだできないけれどもWIPOアカウントをすでにお持ちの場合には、ePCT (<https://pct.wipo.int>) にサインインして“ドキュメントアップロード”機能を利用しIBに請求を提出することができます。ePCTで利用可能な機能すべての利益を受けるには、WIPOアカウントでePCTにサインインし、高度認証を設定するためのリンクに進むことをお勧めします。高度な認証設定では、安全に出願し管理するためにセキュアなオンラインアクセスを行います。

アカウントの設定およびePCT機能の活用に関する詳細は、以下のPCT電子サービスヘルプページをよくある質問（FAQs）をご覧ください。

www.wipo.int/pct/en/epct/support.html

ePCT を利用するための WIPO アカウントをまだ持っておらず、請求できる期間がまもなく満了するために緊急に IB に対し請求を提出する必要がある場合には、IB の PCT 緊急用アップロードサービス (PCT Contingency Upload Service) を以下のリンクから利用することもできます。

<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>

詳細については、PCT Newsletter 2018 年 12 月号の 1 ページ目をご参照ください。しかしながら IB に対し定期的に書類を提出する場合には、より迅速かつ簡単な方法である WIPO アカウントの作成を強くお勧めします。

優先権主張の追加（または補充）によって優先日に変更が生じる場合には、先に適用された優先日から起算してまだ満了していない期間は、変更された優先日から起算されます (PCT 規則 26 の 2.1(c))。あなたの事例では、先の優先権主張の追加を請求すると、あなたの優先日は 2018 年 2 月 19 日から 2018 年 2 月 5 日に変更されます。これは、PCT のいくつかの期間もそれに応じて変更することを意味します。例えば、最も早く国際公開される可能性のある日付、ならびに国内段階移行のための期間は 2 週間早くなります。

欠落している優先権主張に関する先の出願の認証謄本（優先権書類）を提出していない場合、またはその 2 月 5 日付の出願が提出された官庁に対して優先権書類を提出するよう請求をしていない場合には、優先権書類が PCT 規則 17³ に基づき新たに起算された期間内に提出されることを確実にするため、この行為に関連する管轄機関に連絡を取ることです。先の出願が WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) の提供庁として行動する官庁へ提出された場合には、第一国出願官庁 (OFF: Office of First Filing) へ先の出願を DAS で利用できるようにすることも請求できます。そして IB に対し、国際公開の直前に優先権書類を DAS から入手するよう請求することができます (PCT 規則 17.1(b) および (b の 2))。

PCT 規則 26 の 2.1 に基づく優先権主張を追加するための期間を徒過した場合には、優先日から 30 カ月を経過する前に特別手数料の支払を条件として、IB に当該事項に関する情報を公表するよう請求することができます (PCT 規則 26 の 2.2(e))。この情報は、公開された国際出願の“書類”(“Documents”) タブの下欄に“後に提出された優先権主張の補充/追加の請求の公表”(“Publication of Late Submitted Request to Correct/Add Priority Claims”) という書類名で PATENTSCOPE に公表されます。これはあなたの出願に優先権主張を追加することにはなりません、国内（または広域）段階で指定（または選択）官庁に優先権主張を追加したい場合には（もし、適用する国内（広域）法令で許容されるのであれば）役立つことがあります。

優先権主張が国際段階で確認される範囲についての情報は、PCT Newsletter 2019 年 1 月号の“実務アドバイス”をご参照ください。

³ 優先権書類は（早い方の）優先日から 16 カ月以内に出願人が IB 又は受理官庁に提出する必要があります。ただし、当該期間の満了後に IB が受理した優先権書類が国際出願の国際公開の日前に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受理したものとみなされます。